

水道当番業務委託仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、導水管、送水管、配水管及び給水設備（給水装置を含む。以下同じ。）に関する水道当番業務について、必要な事項を定めるものとする。

(関係法令の遵守)

第2条 美祢市（以下「委託者」という。）と業務委託契約を締結した水道当番業務受託者（以下「受託者」という。）は、本業務の履行にあたって、業務に関する関係法令規則及び美祢市給水条例（平成20年条例第207号。以下「条例」という。）等を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第3条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水道当番業務 基本業務、修繕業務及びその他業務をいう。

(2) 基本業務 次に掲げる業務内容をいう。

- イ 水道当番の依頼に対応するための待機
- ロ 委託者からの水道当番依頼の受付及び連絡
- ハ 災害時の緊急対応業務
- ニ その他、基本業務に附帯する業務

(3) 修繕業務 次に掲げる業務内容をいう。

- イ 配水管等の漏水修繕
- ロ 給水設備の修繕に係る費用が委託者負担の修繕
- ハ 災害時の修繕
- ニ 出水不良の対応

(4) その他業務 メーター検満交換

(業務場所)

第4条 業務場所は、美祢地域及び美東・秋芳地域の2地域に分割するものとする。受託者の業務場所は本店又は建設業法上の主たる営業所を置く地域を原則とする。

(業務体制及び待機時間)

第5条 受託者の業務体制については、次の各号のとおりとする。

(1) 前条に規定する美祢地域及び美東・秋芳地域の2つの地域にそれぞれ水道当番を設けるものとする。

(2) 水道当番の割当ては、1受託者連続7日間で1周期となる輪番制とする。

(3) 1日の業務時間は、午前0時00分から翌日午前0時00分までとし、水道当番の交代は毎週月曜日の午前0時00分とする。

(4) 年末年始の期間（12月29日午前0時00分から1月5日午前0時00分）ゴールデンウィーク（4月29日午前0時00分から5月8日午前0時00分）お盆期間（8月11日午前0時00分から8月17日午前0時00分）については、受託者は1日交代で対応するものとする。また、水道当番の決定方法については、関係者協議の上で決定するものとする。

(5) 委託者は、受託者が特別な事情により水道当番業務が継続できないと認めるときは、水道当番業務の当番を繰り上げることができる。

(受託者の待機)

第6条 水道当番期間中の待機において、受託者は携帯電話等により必ず連絡及び対応がとれる体制をとること。連絡がとれない場合は受託者の不履行とみなすことができる。

(業務委託の態勢及び即応の義務)

第7条 水道当番業務は、緊急を要する業務を対象としていることから、受託者は業務の特殊性を十分に認識し、業務委託契約書及び本仕様書に基づき、職務を誠実にを行うとともに職務のサービス性について社内教育を徹底するものとし、水道当番期間中は、昼夜を問わず、水道当番業務の依頼に即応できる態勢を整えておかなければならない。

2 受託者は、水道当番期間中、委託者からの緊急対応を求められた場合は、速やかに現地に赴き、初期対応及び修繕等業務を行う義務を負うものとする。

(技能者の施工)

第8条 配管工事等は、原則、責任技術者の技術指導により施工することとする。

(機材の整備)

第9条 受託者は、水道当番期間中、修繕等業務に支障をきたさないよう、美祢市上下水道局指定水道当番業者に関する事務取扱要綱（様式第8号水道管修繕工事に必要な資機材の保有調書）に掲げる資機材、その他工具及び保安設備等、修繕等業務に必要な機材は整備しておかなければならない。

(修繕費用の負担区分)

第10条 修繕工事等の費用の負担区分については、別紙1のとおりとする。

2 費用負担区分が明確でない場合は、受託者は委託者と協議するものとする。

(業務報告)

第11条 当日完了した水道当番業務の処置、箇所及びその状況は、委託者に報告するものとする。ただし、やむを得ず当日完了しない、又は応急処置した場合の保安設備等の設置及び翌日以降の修繕等業務については、委託者に報告し了承を得なければならない。

2 修繕等業務に係る費用が上下水道局負担となる場合は、報告書に写真を添付するものとする。

(基本業務委託料)

第12条 基本業務に要する経費である基本業務委託料は、委託者が定める金額とする。

(修繕工事費の算出及び精算)

第13条 修繕業務に要する経費である修繕工事費の算出は、受託者の提出する工事報告書に基づき、委託者が定めた修理単価表によるものとする。

2 修繕工事費は、修繕工事1件ごとに精算を行うものとする。

3 委託者は、受託者から支払請求書を受領した後、報告書の内容の全部又は一部に不備等があるときは、その事由を明示して支払請求書及び報告書（以下「支払請求書等」という。）を受託者に返付するものとする。この場合において、受託者が是正した支払請求書等を委託者が受領した日から約定期間を計算するものとする。

(本仕様書に記載なき事項)

第14条 受託者は、修繕工事について、本仕様書に記載のない事項は美祢市水道管布設工事共通仕様書及び山口県土木工事共通仕様書を遵守しなければならない。

(第三者に対する対応)

第15条 受託者は、作業現場における安全施設の設置や作業中の安全確保を行うと同時に、現場周辺の住民及び通行人並びに通行車両の安全確保をすべてに優先させ、第三者に損傷、損害を与えないよう特段の注意を払い水道当番業務等を行うとともに不安感や不信感を与える言動のないよう十分注意するものとする。

2 受託者は、漏水修繕等の作業中の振動、騒音等により現場周辺の住民に迷惑がかかることが想定される場合は、事前に現場周辺の住民に周知しなければならない。

3 受託者は、第三者から苦情等があった場合は、迅速かつ誠意をもって解決に当たるものとする。

(事故報告)

第16条 受託者は、既設物件の損害や交通事故等が発生した場合は、受託者の責任において、直ちに損害賠償等の対応を行うとともに速やかに委託者へ報告しなければならない。

(雑則)

第17条 この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者において協議を行い誠意をもって解決するものとする。